

## 資料目次

- 「かながわ健康プラン2.1（第2次）」策定から中間評価までの経過……資料 1
- 神奈川県生活習慣病対策委員会 ……………資料 2
- かながわ健康プラン2.1目標評価部会 ……………資料 3
- かながわ健康プラン2.1目標評価ワーキングチーム ……………資料 4
- かながわ健康プラン推進会議 ……………資料 5
- かながわ健康プラン2.1地域・職域連携推進部会 ……………資料 6

## 資料 1

### 「かながわ健康プラン2 1（第2次）」策定から中間評価までの経過

| 日 程               | 内 容  |
|-------------------|--|
| 平成 25 年 8 月 27 日  | <b>かながわ健康プラン2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民健康づくり運動について</li> <li>・ 歯科保健について</li> </ul>   |
| 平成 25 年 9 月 19 日  | <b>かながわ健康プラン2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民健康・栄養調査の検討</li> <li>・ 健康格差の対策に係る調査内容の検討</li> </ul>   |
| 平成 25 年 11 月 20 日 | <b>かながわ健康プラン2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民健康・栄養調査の集計・評価の視点の検討</li> <li>・ 市町村に対して行う健康格差等の調査票の確定</li> <li>・ 新かながわ健康づくり 10 か条（高齢者編）の検討</li> </ul>   |
| 平成 26 年 2 月 5 日   | <b>かながわ健康プラン2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「未病を治すかながわ宣言」について</li> <li>・ 県民健康づくり運動について</li> <li>・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画について</li> </ul>   |
| 平成 26 年 3 月 12 日  | <b>かながわ健康プラン2 1 地域・職域連携推進部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度保健福祉局健康づくり関連主要事業の概要について</li> <li>・ 県内の事業所及び労働衛生の現状</li> <li>・ 平成 25 年度二次保健医療圏の地域・職域連携推進協議会等の実施状況</li> <li>・ がん対策について</li> </ul>   |
| 平成 26 年 3 月 20 日  | <b>かながわ健康プラン2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「かながわ健康プラン2 1（第2次）」の目標の基準値の設定について</li> </ul>   |
| 平成 26 年 3 月 24 日  | <b>神奈川県生活習慣病対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「かながわ健康プラン2 1（第2次）」の目標設定について</li> <li>・ がん検診及び特定健診の実施状況等について</li> <li>・ 健康寿命日本一を目指した取組みについて</li> <li>・ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し結果について</li> </ul>   |
| 平成 26 年 8 月 27 日  | <b>かながわ健康プラン2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民健康づくり運動について</li> <li>・ 糖尿病と歯周病予防の取組みについて</li> </ul>  |
| 平成 26 年 12 月 22 日 | <b>かながわ健康プラン2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民健康・栄養調査について</li> <li>・ 県内の健康格差対策について</li> </ul>  |
| 平成 27 年 3 月 4 日   | <b>かながわ健康プラン2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「かながわ健康プラン2 1（第2次）」の目標の進捗状況について</li> <li>・ 市町村健康寿命の算定について</li> <li>・ 県民健康・栄養調査について</li> </ul>  |
| 平成 27 年 3 月 12 日  | <b>かながわ健康プラン2 1 地域・職域連携推進部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年度保健福祉局健康づくり関連主要事業の概要について</li> <li>・ 「かながわ健康プラン2 1（第2次）」目標の進捗状況について</li> <li>・ 県内の事業所及び労働衛生の現状</li> <li>・ 平成 26 年度二次保健医療圏の地域・職域連携推進協議会等の実施状況</li> <li>・ がん対策について</li> </ul> |

| 日 程               | 内 容   |
|-------------------|---|
| 平成 27 年 3 月 12 日  | <b>神奈川県生活習慣病対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会の開催概要について</li> <li>・平成 26 年度がん・循環器病対策部会の開催概要について</li> <li>・健康寿命日本一を目指した取組みについて</li> </ul>   |
| 平成 27 年 3 月 17 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命日本一に向けた取組みについて</li> <li>・未病を治すかながわ宣言協力活動登録制度について</li> <li>・糖尿病と歯周病予防の取組みについて</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組の照会について</li> </ul>                 |
| 平成 27 年 10 月 6 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民健康づくり運動について</li> </ul>  |
| 平成 28 年 2 月 25 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県の労働衛生の状況について</li> <li>・平成 27 年度二次保健医療圏域の地域・職域連携推進協議会の開催状況について</li> <li>・働く世代を対象とした関連事業について</li> <li>・平成 28 年度保健福祉局健康づくり関連主要事業の概要</li> </ul>      |
| 平成 28 年 3 月 11 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民健康・栄養調査について</li> <li>・目標と取組み状況について</li> </ul>   |
| 平成 28 年 3 月 16 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康長寿社会の実現への取組みについて</li> <li>・歯科保健事業について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組みの照会について</li> </ul>   |
| 平成 28 年 3 月 23 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について</li> <li>・目標に係る取組み状況について</li> </ul>  |
| 平成 28 年 3 月 30 日  | <b>神奈川県生活習慣病対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会の開催概要について</li> <li>・平成 27 年度がん・循環器病対策部会の開催概要について</li> <li>・平成 27 年度に実施した主な事業について</li> <li>・健康長寿社会の実現への取組みについて (平成 28 年度)</li> </ul> |
| 平成 28 年 10 月 3 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて</li> <li>・県民健康・栄養調査について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組状況について</li> </ul>                  |
| 平成 28 年 10 月 18 日 | <b>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の推進に係る取組みについて</li> <li>・「未病を改善する」主な取組みについて</li> </ul>                     |

| 日 程                            | 内 容  |
|--------------------------------|--|
| 平成 28 年 12 月 19 日              | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の進捗状況について</li> <li>・中間評価について</li> <li>・かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキング（H28.10.3）の報告</li> </ul>   |
| 平成 29 年 2 月 13 日               | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民健康・栄養調査について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」中間評価について</li> </ul>  |
| 平成 29 年 3 月 16 日               | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回目標評価部会での意見と対応について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の進捗状況について</li> <li>・中間評価について</li> <li>・かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキング（H29.2.13）の報告</li> </ul>            |
| 平成 29 年 3 月 17 日               | <b>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度当初予算案について</li> <li>・ライフステージに応じた「未病改善」の取組みについて</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の中間評価について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」推進に係る取組みの照会について</li> </ul> |
| 平成 29 年 3 月 30 日               | <b>神奈川県生活習慣病対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会の開催概要について</li> <li>・平成 28 年度がん・循環器病対策部会の開催概要について</li> </ul>  |
| 平成 29 年 6 月 1 日                | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民健康・栄養調査報告書について・中間評価のスケジュールについて</li> <li>・中間評価のイメージ、目次（案）、役割分担について</li> </ul>   |
| 平成 29 年 8 月 16 日               | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間評価の目次（案）について ・目標分野別の分析・評価について</li> <li>・神奈川県の健康に関する現状について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」推進に係る取組について</li> </ul>                                 |
| 平成 29 年 10 月 18 日              | <b>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の推進に係る取組みについて</li> <li>・「未病を改善する」主な取組みについて</li> </ul>                      |
| 平成 29 年 10 月 23 日              | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の中間評価について</li> <li>・平成 29～31 年度の県民健康・栄養調査について</li> </ul>   |
| 平成 29 年 12 月 25 日              | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の中間評価について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>   |
| 平成 30 年 6 月 29 日<br>～ 6 月 5 日  | <b>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会（書面開催）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の中間評価について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」について</li> </ul>  |
| 平成 30 年 6 月 11 日<br>～ 6 月 15 日 | <b>神奈川県生活習慣病対策委員会（書面開催）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の中間評価について</li> <li>・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」について</li> </ul>  |

## 神奈川県生活習慣病対策委員会

### 神奈川県生活習慣病対策委員会規則

昭和35年 1月19日

規則第 6号

|    |                   |                    |
|----|-------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和38年10月 8日規則第89号 | 昭和46年 7月23日規則第90号  |
|    | 昭和48年 6月30日規則第79号 | 昭和61年 3月31日規則第32号  |
|    | 平成 2年 6月29日規則第40号 | 平成 9年 3月31日規則第56号  |
|    | 平成15年 3月20日規則第25号 | 平成17年 3月29日規則第108号 |
|    | 平成22年 3月30日規則第16号 |                    |

#### (目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置した神奈川県生活習慣病対策委員会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事項)

第2条 神奈川県生活習慣病対策委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 生活習慣病に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 生活習慣病に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) その他生活習慣病の問題に関し必要な事項

#### (委員)

第3条 委員は、関係行政庁の職員及び学識経験を有する者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (臨時委員)

第5条 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、医療に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

#### (会長及び副会長)

第6条 委員会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序に従いその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、その所掌する専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指命する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

(幹事及び書記)

第9条 委員会に、幹事若干人及び書記3人以内を置く。

- 2 幹事及び書記は、関係行政庁の職員のうちから知事が命じ、又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の事務を処理する。
- 4 書記は、庶務に従事する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉局保健医療部健康増進課において処理する。

(委任規定)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年10月8日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年7月23日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月30日規則第79号)

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第32号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年6月29日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第56号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日規則第25号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日規則第108号抄)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 神奈川県生活習慣病対策委員会 委員名簿

| No.           | 団体名等                        | 氏名等    |
|---------------|-----------------------------|--------|
| <b>県議会</b>    |                             |        |
| 1             | 県議会厚生常任委員会副委員長              | 高橋 栄一郎 |
| <b>関係団体代表</b> |                             |        |
| 2             | 公益社団法人神奈川県医師会 理事（公衆衛生）      | 笹生 正人  |
| 3             | 公益社団法人神奈川県医師会 理事（地域保健）      | 小松 幹一郎 |
| 4             | 一般社団法人横浜市医師会 会長             | 水野 恭一  |
| 5             | 公益社団法人川崎市医師会 会長             | 高橋 章   |
| 6             | 相模医師会連合会 理事                 | 竹村 克二  |
| 7             | 公益社団法人神奈川県病院協会 常任理事         | 沼田 裕一  |
| 8             | 一般社団法人神奈川県歯科医師会 理事          | 鈴木 信治  |
| <b>学識経験者</b>  |                             |        |
| 9             | 東海大学医学部基盤診療学系客員教授（公衆衛生）     | 渡辺 哲   |
| 10            | 北里大学医学部公衆衛生学教授（産業保健）        | 堤 明純   |
| 11            | 和洋女子大学家政学部教授（栄養）            | 古畑 公   |
| 12            | 日本女子体育大学体育学部准教授（運動）         | 助友 裕子  |
| 13            | 横浜市立大学医学部教授（循環器）            | 水嶋 春朔  |
| 14            | 長崎県立大学副学長（地域保健）             | 平野 かよ子 |
| 15            | 東京慈恵会医科大学名誉教授（糖尿病）          | 田嶋 尚子  |
| 16            | 県立がんセンター臨床研究所がん予防・情報学部長（がん） | 成松 宏人  |
| <b>関係行政機関</b> |                             |        |
| 17            | 横浜市 保健所長                    | 豊澤 隆弘  |
| 18            | 横須賀市 保健所長                   | 小林 利彰  |
| 19            | 町村保健衛生連絡協議会                 | 高橋 雅宏  |

## 神奈川県生活習慣病対策委員会部会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、神奈川県生活習慣病対策委員会規則第8条に基づき部会の設置について定める。

(部 会)

第2条 神奈川県生活習慣病対策委員会に、次の部会を設置する。

- (1) かながわ健康プラン2 1 目標評価部会
- (2) がん・循環器病対策部会

(所掌事項)

第3条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) かながわ健康プラン2 1 目標評価部会
  - ア かながわ健康プラン2 1 目標達成度の評価に関する専門的、技術的事項についての検討
  - イ その他かながわ健康プラン2 1 推進に関し必要な事項
- (2) がん・循環器病対策部会
  - ア がん対策の総合的推進に関する事項についての検討
  - イ 循環器病対策の総合的推進に関する事項についての検討
  - ウ がん・循環器疾患等に関して、市町村及び検診実施機関における検診方法や精度管理についての検討
  - エ その他必要と認められる事項

(委員の任期)

第4条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 必要に応じ部会に副部会長を置くことができる。
- 3 副部会長は委員の互選によって定め、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は各部会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。



## かながわ健康プラン 21 目標評価部会

### かながわ健康プラン 21 目標評価部会運営要領

#### (目的)

第1条 この要領は、神奈川県生活習慣病対策委員会部会設置要綱第2条第1号に規定するかながわ健康プラン 21 目標評価部会（以下「部会」という。）の運営について定める。

#### (所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) かながわ健康プラン 21 の改定及び目標の評価に関する専門的、技術的事項についての検討
- (2) その他かながわ健康プラン 21 の評価について必要な事項

#### (構成員)

第3条 部会の委員は、別表1のとおりとし、必要に応じて別表1以外の者の参加を求めることができる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (運営)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会に副部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 副部会長は、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が事務局に命じ招集する。

#### (庶務)

第5条 部会の庶務は神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課が処理する。

#### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会において別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

かながわ健康プラン 21 目標評価部会設置要綱は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成18年12月8日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表 1

### かながわ健康プラン 21 目標評価部会委員名簿（50 音順）

| 氏 名    | 役 職                            | 備 考 |
|--------|--------------------------------|-----|
| 小松 幹一郎 | 神奈川県医師会理事                      | 副会長 |
| 佐藤 哲郎  | 神奈川県歯科医師会理事                    |     |
| 佐野 喜子  | 神奈川県立保健福祉大学<br>保健福祉学部 栄養学科 准教授 |     |
| 助友 裕子  | 日本女子体育大学体育学部<br>スポーツ健康学科 教授    |     |
| 堤 明純   | 北里大学医学部公衆衛生学 教授                |     |
| 古畑 公   | 学校法人和洋学園和洋女子大学<br>家政学部 教授      |     |
| 横山 徹爾  | 国立保健医療科学院生涯健康研究部長              |     |
| 渡辺 哲   | 東海大学医学部基盤診療学系 客員教授             | 会長  |

## かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム

### かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム運営要領

#### (目 的)

第 1 条 かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を神奈川県生活習慣病対策委員会かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会に設置し、その運営について定める。

#### (所掌事項)

第 2 条 チームの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 県民健康・栄養調査の内容の検討及び調査実施後の集計結果の分析
- (2) かながわ健康プラン 2 1 の取り組みの評価・分析及び今後の方向性の検討

#### (構成員)

第 3 条 チームの構成員は次のとおりとし、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉事務所等医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士

#### (運 営)

第 4 条 チームに座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長はチームを進行する。

#### (庶 務)

第 5 条 チームの庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課が処理する。

#### (その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 2 3 年 1 月 5 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

かながわ健康プラン 21 目標評価ワーキングチームメンバー

(平成 25 年度～平成 29 年度)

五十音順 (所属・役職は当時のもの記載)

| 氏 名    | 所 属                | 職 名     | 職 種   | 備 考     |
|--------|--------------------|---------|-------|---------|
| 飯澤 智子  | 厚木保健福祉事務所足柄上センター   | 専門歯科衛生士 | 歯科衛生士 | ～平成27年度 |
| 石室屋 美紀 | 平塚保健福祉事務所          | 技師      | 管理栄養士 | 平成28年度～ |
| 荻野 利江  | 茅ヶ崎保健福祉事務所         | 主査      | 管理栄養士 | ～平成27年度 |
| 金子 順子  | 平塚保健福祉事務所秦野センター    | 副技幹     | 管理栄養士 | 平成28年度～ |
| 上月 康子  | 平塚保健福祉事務所          | 主査      | 管理栄養士 | ～平成27年度 |
| 小枝 恵美子 | 鎌倉保健福祉事務所三崎センター    | 所長      | 保健師   | 平成29年度～ |
| 近内 美乃里 | 平塚保健福祉事務所          | 副技幹     | 医師    | 平成26年度～ |
| 佐々木つぐ巳 | 鎌倉保健福祉事務所          | 保健福祉部長  | 医師    | ～平成25年度 |
| 佐野 喜子  | 神奈川県立保健福祉大学栄養学科    | 准教授     | 学識経験者 | 平成28年度～ |
| 澤野 恵子  | 厚木保健福祉事務所大和センター    | 主査      | 歯科衛生士 | ～平成26年度 |
| 長島 聡美  | 鎌倉保健福祉事務所三崎センター    | 主査      | 歯科衛生士 | 平成28年度～ |
| 谷村 めぐみ | 小田原保健福祉事務所足柄上センター  | 副技幹     | 保健師   | ～平成27年度 |
| 永井 雅子  | 平塚保健福祉事務所秦野センター    | 保健福祉部長  | 保健師   | ～平成28年度 |
| 中塚 さおり | 平塚保健福祉事務所秦野センター    | 技師      | 管理栄養士 | 平成29年度～ |
| 古川 弘子  | 厚木保健福祉事務所大和センター    | 副技幹     | 管理栄養士 | 平成28年度～ |
| 森 千恵子  | 鎌倉保健福祉事務所          | 主査      | 保健師   | 平成28年度～ |
| 矢口 理恵  | 厚木保健福祉事務所          | 副技幹     | 管理栄養士 | 平成25年度～ |
| 山本 妙子  | 神奈川県立保健福祉大学栄養学科    | 教授      | 学識経験者 | ～平成27年度 |
| 渡辺 亜美  | 厚木保健福祉事務所          | 技師      | 管理栄養士 | ～平成25年度 |
| 渡辺 晃子  | 厚木保健福祉事務所          | 技幹      | 歯科医師  | 平成25年度～ |
| 渡辺 良久  | 東海大学医学部基礎診療学系公衆衛生学 | 准教授     | 学識経験者 | 平成25年度～ |

## かながわ健康プラン推進会議

### かながわ健康プラン 2 1 推進会議設置要綱

#### (設置)

第 1 条 21 世紀の神奈川県における県民健康づくり運動の指針である「かながわ健康プラン 21(第 2 次)」(以下「健康プラン」という。)を県民、企業、学校、行政が一体となり、円滑に推進するために、「かながわ健康プラン 21 推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (推進会議の構成等)

第 2 条 推進会議の構成は、別表のとおりとする。

#### (会長等)

第 3 条 推進会議に会長 1 名及び副会長 2 名以内を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会議の議長を務め、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (所掌事務)

第 4 条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 健康プラン推進のための総合調整に関すること。
- (2) 健康プランの普及啓発に関すること。
- (3) 健康プラン推進の評価に関すること。
- (4) 健康づくりに向けた体操推進運動に関すること。
- (5) その他健康づくりに関すること。

#### (部会)

第 5 条 会長は、健康プラン推進上特に必要な課題について、検討及び推進するために部会を設置することができる。

#### (運営)

第 6 条 推進会議及び部会は、必要により会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議及び部会に出席させることができる。

#### (事務局)

第 7 条 推進会議の庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課及び公益財団法人かながわ健康財団が行う。

#### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 16 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

(別表)

(公社)神奈川県医師会  
(公社)神奈川県栄養士会  
(公社)神奈川県看護協会  
(公財)かながわ健康財団  
神奈川県厚生農業協同組合連合会  
神奈川県国民健康保険団体連合会  
(一社)神奈川県歯科医師会  
神奈川県私学保護者会連合会  
神奈川県消化器がん検診機関一次検診連絡協議会  
(一社)神奈川県商工会議所連合会  
神奈川県商工会連合会  
神奈川県消費者団体連絡会  
神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会  
(公社)神奈川県食品衛生協会  
(公財)神奈川県体育協会  
神奈川県スポーツ推進委員連合会  
神奈川県地域婦人団体連絡協議会

(社)神奈川県調理師連合会  
神奈川県PTA協議会  
神奈川県民生委員児童委員協議会  
(公社)神奈川県薬剤師会  
神奈川県立高等学校PTA連合会  
NPO 法人神奈川県レクリエーション協会  
(公財)神奈川県老人クラブ連合会  
神奈川県労働者福祉協議会  
(株)神奈川新聞社  
(福)神奈川県社会福祉協議会  
禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議  
健康保険組合連合会神奈川連合会  
(株)テレビ神奈川  
(公財)神奈川県公園協会  
全国健康保険協会神奈川支部  
厚生労働省神奈川労働局  
横浜市健康福祉局  
川崎市健康福祉局  
相模原市健康福祉局  
横須賀市健康部  
藤沢市保健医療部  
神奈川県都市衛生行政協議会  
神奈川県町村保健衛生連絡協議会  
神奈川県保健福祉局

## 資料 6

### かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 県内における地域と職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備、構築するため、かながわ健康プラン 2 1 推進会議設置要綱第 5 条に基づき、かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

#### (推進部会の構成等)

第 2 条 推進部会の構成は、別表のとおりとする。

#### (部会長等)

第 3 条 推進部会に部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。

2 部会長は、委員が互選し、副部会長は委員のうちから部会長が指名する。

3 部会長は、部会の議長を務め、推進部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (所掌事務)

第 4 条 推進部会は次の事項を所掌する。

(1) かながわ健康プラン 2 1 の推進に向けた地域保健及び職域保健関係機関などの役割分担及び連携の促進に関すること。

(2) 神奈川県保険者協議会との連携に関すること。

(3) その他

#### (運営)

第 5 条 推進部会は、必要により部会長が召集する。

2 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進部会に出席させることができる。

#### (事務局)

第 6 条 推進部会の庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課が行う。

#### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 1 8 年 8 月 7 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。



附則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

別表 かながわ健康プラン21 地域・職域連携推進部会構成団体

| 団体区分       | 構成団体  |
|------------|---|
| 神奈川県保険者協議会 | 全国健康保険協会神奈川支部<br>健康保険組合連合会神奈川連合会<br>神奈川県国民健康保険団体連合会   |
| 医療関係機関     | 神奈川県医師会<br>神奈川県歯科医師会  |
| 産業保健関係機関   | 神奈川労働局<br>神奈川産業保健総合支援センター   |
| 健康関連団体     | かながわ健康財団  |
| 市町村        | 横浜市（地域・職域連携推進事業担当課）<br>川崎市（地域・職域連携推進事業担当課）<br>相模原市（地域・職域連携推進事業担当課）<br>藤沢市（地域・職域連携推進事業担当課）<br>茅ヶ崎市（地域・職域連携推進事業担当課） |



健康医療局保健医療部健康増進課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 (代表)